

Q 6 : どのような児童生徒を対象に作成するのですか。

従来の特殊教育の対象の児童生徒に加え、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含めた障害のあるすべての児童生徒のうち、「個別の教育支援計画」を作成する必要がある、保護者の同意を得た児童生徒を対象とします。LD等の障害の診断がされていない児童生徒であっても、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために特別な教育的支援を必要とすると思われる児童生徒も対象とします。

「作成する必要がある」とは、

- 校外の関係機関との連携した支援が必要な場合
- 保護者から作成の要望があった場合
- 卒業後を見通した（または数年後を見通した）支援が必要な場合等です。

Q 7 : 作成するのは誰ですか。

実質的な作成者は、学級担任や特別支援教育コーディネーター等が中心です。しかし、個人に任せるのではなく保護者や関係機関との連携協力により、校内委員会や支援会議で検討していくことが必要です。特に保護者とは、作成・実施・評価の場面それぞれで常に共通理解を図っていきます。

*支援会議・・・その子の支援にかかわる関係者や機関、保護者が集まって、支援内容等を協議する会議。「個別の教育支援計画」を作成したり改訂したりする際に行う。関係者全員が集まらない場合は、保護者の意向を踏まえて案を作成し、個別に協議することも考えられます。

Q 8 : 保護者はどのようにかかわるのですか。

保護者は、重要な支援者の1人です。子どもの教育的ニーズを的確に把握するために、日常生活上の状況等をよく把握している保護者の意見を聴くことが大切です。作成に当たっては、積極的に参画を促し、その意向を十分に踏まえて作成します。

また、校外の機関との支援会議を行うには、保護者の了解が必要です。さらに、保護者は支援会議に参加し、支援目標や支援機関・内容について担当者といっしょに設定・検討・評価するなど、常に共通理解を図っていきます。

また、学校や関係機関は、適切な支援を保護者が選択できるよう、十分な情報提供が必要です。